

諮問日：令和2年5月28日（令和2年度（検審情）諮問第1号）

答申日：令和2年11月24日（令和2年度（検審情）答申第2号）

件名：宮崎検察審査会における特定の審査事件の文書等の不開示判断（開示対象外等）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、宮崎検察審査会（以下「諮問庁」という。）は、別紙記載1、2、8及び10の文書について、特定の審査事件の審査活動に関する文書（以下「審査事件に関する文書」という。）であって、仮に存在するとしても、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示と、同3から7まで、9及び11の文書について、その存否を明らかにしないで不開示と判断した（以下、これらの判断を併せて「原判断」という。）。

原判断のうち、別紙記載1、2、8及び10の文書について、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とし、同3から6までの文書、同7の文書のうち審査事件票、同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるもの及び同11の文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした点は、妥当である。また、別紙記載7の文書のうち審査事件票以外のもの及び同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるもの以外のものは、検察審査会行政文書ではなく、開示手続対象外のものであるから、これらの文書を不開示とした点は、結論において妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」（以下「開示申合せ」という。）記第2に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和2年3月30日付けで原判断を行ったところ、開示申合せ記第10の1に定める苦情が

申し出られ、開示申合せ記第10の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書を開示しないこととした理由には、正当性がなく、国民の知る権利及び憲法13条に定める権利を侵害するものである。原判断は、審査会の実体がない（開催されていない）又は正規の手續に基づいて行われていないという不正事実を隠蔽するという目的以外に理由がない。

### 第4 諮問庁の説明の要旨

#### 1 別紙記載1, 2, 8及び10の文書について

検察審査会行政文書の開示手續の対象となるのは、検察審査会行政事務に関し作成又は取得した文書であるところ、別紙記載1, 2, 8及び10の文書は、審査事件に関する文書であるから、検察審査会行政文書に該当せず、同開示手續の対象にはならない。

そして、これらの文書は、いずれも特定の個人についての事件に関する文書であるから、単に開示手續の対象外であると回答することは、事件に関する文書が存在する、ひいては個人に関する情報が公にされたとの誤解を与えてしまう。よって、これらの文書が仮に存在するとしても開示対象とはならない。

#### 2 別紙記載3から7まで、9及び11の文書について

別紙記載3から7まで、9及び11の文書は、特定の個人、被疑事件及び議決の趣旨に関するものであり、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に該当する。

これらの文書の存否を明らかにすると、特定の個人に関する事件の存在が明らかとなり、不開示情報である個人識別情報を公にすることとなる。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年5月28日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 苦情申出人から調査要請申立書を收受
- ④ 同年7月3日 審議
- ⑤ 同年8月24日 審議
- ⑥ 同年11月24日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 別紙記載1, 2, 8及び10の文書は、特定の審査事件に係る文書のうち、検察官が会議で述べた意見等の記録やそのほかの資料である。

原判断は、ここで開示申出の対象とされた文書は、その内容から審査事件に関する文書であって、仮に存在するとしても、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とし、諮問庁は、これらの文書は審査事件に関する文書であるから、検察審査会行政文書に該当せず、同開示手続の対象にはならないところ、これらは、いずれも特定の個人についての事件に関する文書であるから、単に開示手続の対象外であると回答することは、事件に関する文書が存在する、ひいては個人に関する情報が公にされたとの誤解を与えてしまうから、これらの文書が仮に存在するとしても開示対象とはならないと説明する。

そこで検討すると、開示申合せによれば、検察審査会行政文書の開示手続の対象となる文書は、検察審査会事務局の職員が職務上作成又は取得した検察審査会行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、検察審査会事務局の職員が組織的に用いるものとして、検察審査会が保有しているものである。そして、検察審査会行政文書には、審査事件に関する文書は含まれないと解されるが、その理由は、検察審査会の事件審査は、その結論如何で起訴に繋がり得るものであり、捜査密行性の原理に立つ捜査手続の一環としての性格も持つことから、審査活動に関する文書は、情報公開法制において開示対象外とされる刑事事件関係文書と同様の性質を有するからである。

苦情申出人が提出した本件開示申出書の記載内容に照らせば、別紙記載 1, 2, 8 及び 10 の文書は、いずれも審査事件に関する文書であると認められる。したがって、これらの文書は、いずれも検察審査会行政文書ではなく、同開示手続の対象とはならない。

なお、原判断は、これらの文書を不開示とする理由を、仮に存在するとしても、検察審査会行政文書開示手続の対象ではないとし、諮問庁は、上記のとおり、これに沿う説明をしているが、不開示理由としては、単に、これらの文書は検察審査会行政文書ではなく、同開示手続の対象外であると説明すれば足りる。そのような説明をしたからといって、特定の個人についての事件に関する文書の存否を明らかにするものではない。

- 2 別紙記載 3 から 6 まで及び 11 の文書は、特定の審査事件に係る文書のうち、検察審査員選任に関する事務の取扱いが記載されたもの等である。

原判断においては、その存否を明らかにしないで不開示とし、諮問庁は、これらの文書は、特定の個人、被疑事件及び議決の趣旨に関するものであり、文書の存否を明らかにすると、特定の個人に関する事件の存在が明らかとなり、不開示情報である個人識別情報（法 5 条 1 号に相当）を公にすることになると説明する。

そこで検討すると、被疑者氏名は、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報であり、被疑事件名は、捜査段階において事件管理のために付されるものであるが、他の情報と照合することにより、当該被疑者や審査申立人を識別することができる情報である。また、議決の内容は、当該被疑者が被疑事件に関し不起訴処分を受け、同人又は審査申立人に関する事件において特定の議決があったという個人を識別することができる情報である。以上のとおり、これらの情報は、特定の被疑者又は審査申立人の個人に関する情報として、法 5 条 1 号に規定する個人識別情報に該当する。

したがって、別紙記載 3 から 6 まで及び 11 の文書の存否を明らかにするこ

とにより、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められる。

- 3 別紙記載7の文書は、特定の審査事件に係る文書のうち、審査事件票を含む、会議録及び検察審査員と審査補助員との議論の内容が分かるものであり、同9の文書は、検察審査会議の開催日程や検察審査員に提供された資料が分かるものである。

原判断及び諮問庁の説明は、いずれについても上記2と同様である。

そこで検討すると、別紙記載7の文書のうち審査事件票及び同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるものについては、検察審査会行政文書として、同開示手続の対象になると考えられるが、これらの文書は、上記2と同様に、個人識別情報を含むものであるから、その存否を明らかにした場合には、不開示情報を明らかにすることになると考えられる。

また、別紙記載7の文書のうち審査事件票以外のもの及び同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるもの以外のものについては、いずれも、その形式及び内容に照らして、審査事件に関する文書であると認められ、これらの文書は、いずれも検察審査会行政文書ではなく、同開示手続の対象とはならない。

したがって、別紙記載7及び9の文書に係る開示申出については、同7の文書のうち審査事件票及び同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるものの存否を明らかにすることにより、法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を明らかにすることになると認められること、その余の文書については、いずれも審査事件に関する文書であって、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないことを理由として不開示とすべきものである。

- 4 そのほか、苦情申出人は、原判断の違法性について主張するが、以上の検討の結論を左右するものではない。
- 5 以上のとおりであり、原判断のうち、別紙記載1, 2, 8及び10の文書に

ついて、検察審査会行政文書の開示手続の対象とはならないとして不開示とした点並びに同3から6までの文書、同7の文書のうち審査事件票、同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるもの及び同11の文書について、その存否を明らかにしないで不開示とした点は妥当であり、同7の文書のうち審査事件票以外のもの及び同9の文書のうち検察審査会議の開催日程が分かるもの以外のものについて、その存否を明らかにしないで不開示とした点は、結論において妥当であると判断した。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 野 口 貴 公 美

(別紙) 本件開示申出文書

特定被疑者に対する特定被疑事件に関して、特定の議決内容により終局した宮崎  
検察審査会の特定事件番号の事件に係る

- 1 検察審査会法（以下「検審査法」という。）第35条及び第35条の2に規定する検察官が会議に出席して述べた意見記録及び検察官から提出された「捜査報告書」を含む一切の資料及び書面
- 2 審査申立人が提出した検審査法第38条の2に規定する特定の番号に係る特定日付の不起訴処分不当理由書及び特定日付の審査申立添付資料（音声データ）が検察審査員に対して配付あるいは参照用として提供されたことが分かるもの
- 3 検察審査員の選任に係る事務の取扱い（選任方法、手順及び日程、検審査法第12条の3にいう調査の方法を含む。）について記載されたもの
- 4 審査補助員の選任に係る事務の取扱い（選任方法、手順及び日程、検審査法第12条の3にいう調査の方法を含む。）について記載されたもの
- 5 検審査法第12条の4に規定する質問票の内容が分かる文書及び当該質問票を用いたことが分かるその他一切の文書
- 6 検審査法第25条に規定する「審査員旅費等支払調書」等検察審査員全員の出席があったことを証明する文書
- 7 検審査法第28条第2項に規定する「審査事件票」を含む会議録及び検察審査員と審査補助員による議論の内容が分かるもの
- 8 検審査法第39条の2第3項に規定する審査補助員が行った法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理及び審査に関して法的見地から行った助言の内容が分かるその他一切の文書
- 9 検察審査会議の開催日程及び検察審査員に対して配付あるいは参照用として

提供された資料が分かるもの

- 10 検審査法第37条に規定する審査申立人に対する呼出しと尋問を要しないとした理由が分かるもの
- 11 検審査法施行令第15条に規定する選定録及び選定録の有無が分かるその他一切の文書